

射水市
子ども・子育て支援事業計画
【骨子案】

平成 26 年 9 月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による射水市の状況.....	6
（1）人口の状況	6
（2）出生率の推移.....	7
（3）世帯の状況	8
（4）女性の就労等の状況.....	8
（5）保育園・幼稚園の状況	9
2 ニーズ調査結果	10
（1）調査概要.....	10
（2）調査結果.....	10
3 次世代育成支援行動計画の評価.....	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念とめざす子どもの姿.....	18
2 取り組み方針	19
（1）子どもの健やかな成長への支援.....	19
（2）家庭における子育てへの支援.....	19
（3）地域で支える子育て支援.....	19
3 施策体系	20
第4章 量の見込みと確保の内容	21
1 教育・保育提供区域	22
2 量の見込みと確保の内容.....	23
（1）教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	23
（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	25
第5章 施策の展開	31
第6章 推進体制	33
1 計画の推進に向けて	34
2 家庭・地域・行政等の役割	34

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子どもは、これからのまちの未来をつくる貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備が必要です。

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率は 1.41 で人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現されよう、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

本市は、平成 21 年度に「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本的な考え方を継承するとともに、母子保健に関する効果的な施策を推進するための市町村母子保健計画としても位置付けます。

また、本計画は、上位計画である「射水市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

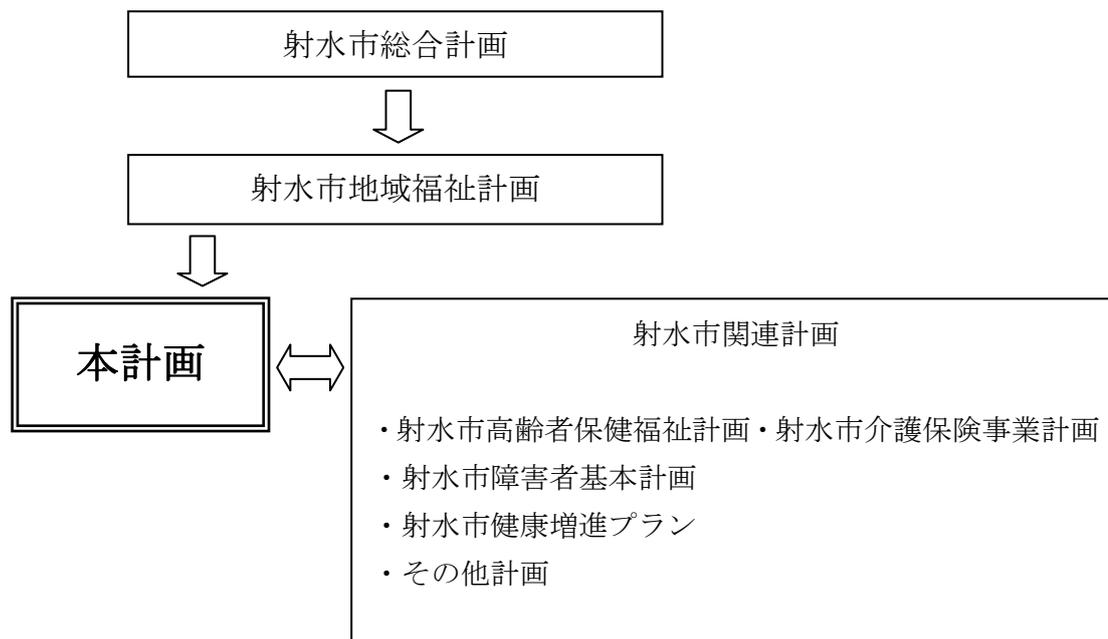
■「射水市次世代育成支援行動計画」との関連

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）は平成 26 年度で終了
（次世代育成支援対策推進法は 10 年間の延長）
- ・子ども・子育て支援法による本計画の策定が義務付けられたことから、次世代育成支援行動計画は任意化



本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本的な考え方を継承するものとする。

■上位計画・その他計画との関連



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

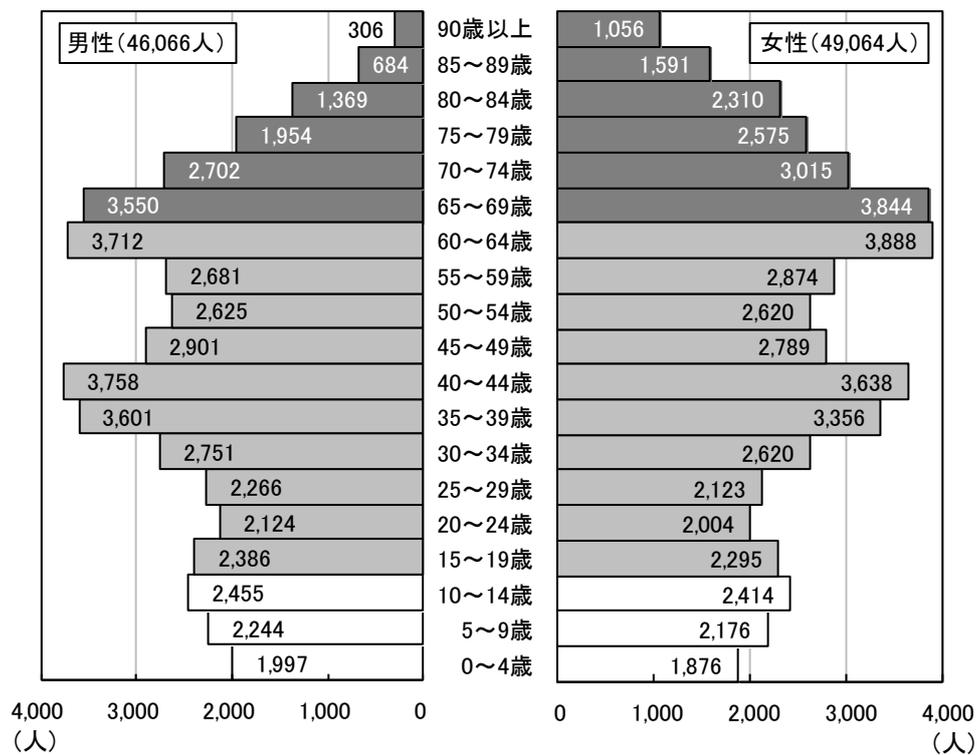
1 統計による射水市の状況

(1) 人口の状況

年齢階級別人口をみると、60～64歳、65歳～69歳のいわゆる団塊の世代を中心とした世代が最も多く、次いで、40～44歳、35～39歳の団塊Jr世代が多くなっています。

また、年少人口（0～14歳）は、年齢が低い世代ほど人口が少なくなっています。

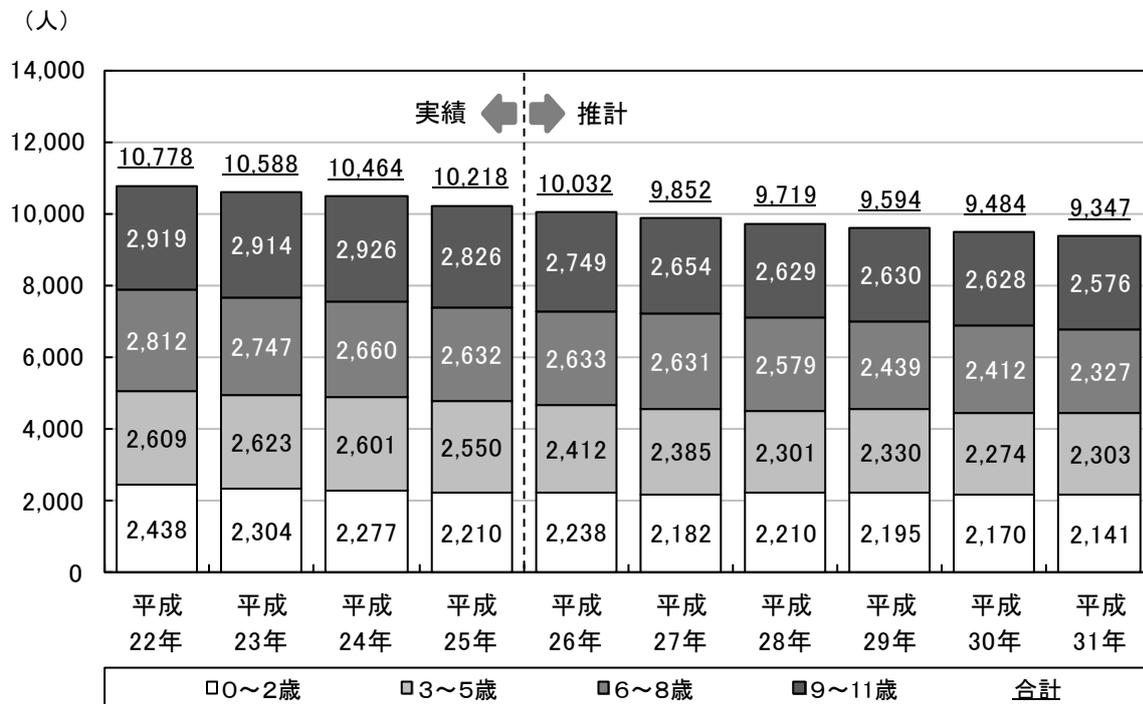
■年齢階級別人口



資料：住民基本台帳（平成25年10月1日）

本市の児童人口（0～11歳）は、今後も減少傾向で推移し、平成25年の10,218人から、平成31年には9,347人になることが予測されます。

■児童人口推計

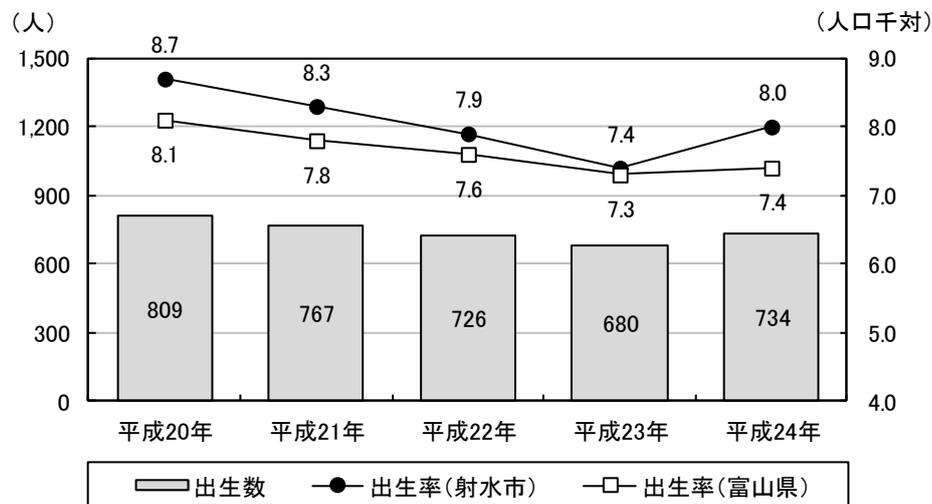


資料：住民基本台帳及び外国人登録人口、推計はコーホート変化率法により算出

(2) 出生率の推移

本市の出生数は、年々減少していましたが、平成24年は734人と増加に転じています。出生率は、県を上回って推移しており、平成24年は8.0となっています。

■出生数・出生率の推移

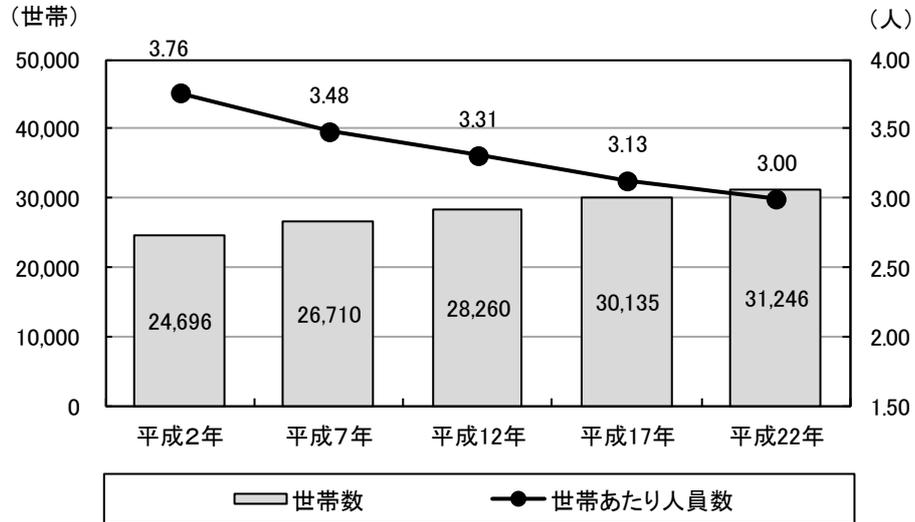


資料：富山県保健統計

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は年々増加しており、平成22年には31,246世帯となっています。しかしながら、世帯あたり人員数は、核家族化等の影響により減少しており、平成22年には、3.00人となっています。

■世帯数の推移

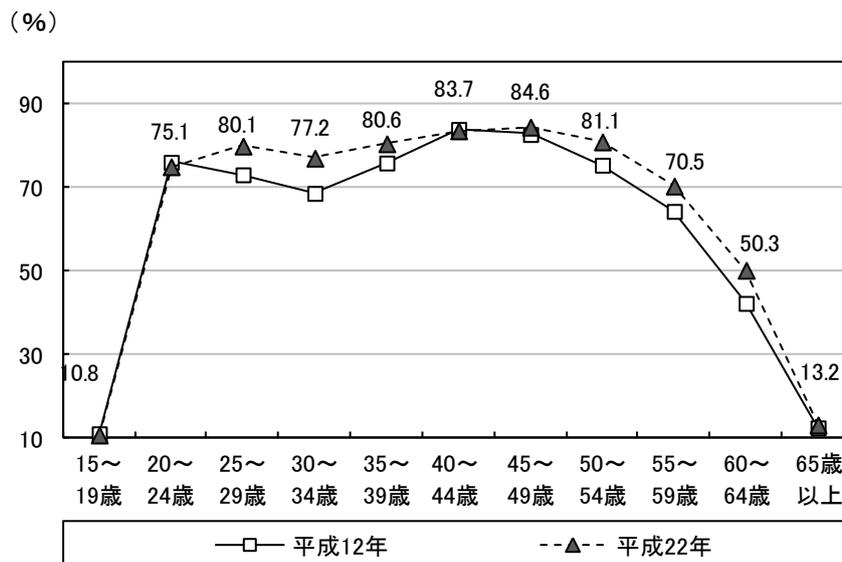


資料：国勢調査

(4) 女性の就労等の状況

本市の女性の労働力率をみると、平成12年には、子育て期にあたる30～34歳を中心に割合が低くなっており、いわゆるM字カーブを描いていましたが、平成22年にはM字の谷の部分の部分が浅くなってきており、子育て期でも働く女性が増加していることがうかがえます。

■女性の労働力率の状況

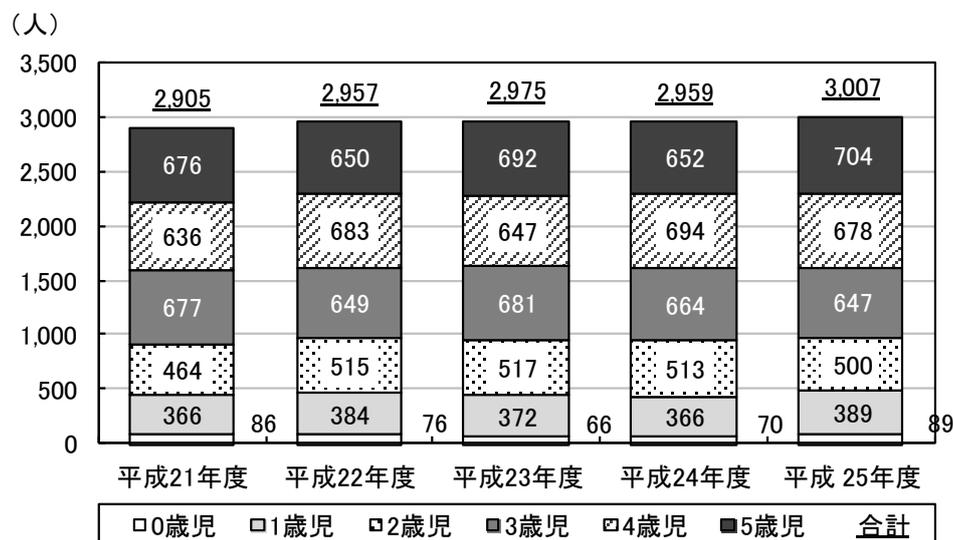


資料：国勢調査

(5) 保育園・幼稚園の状況

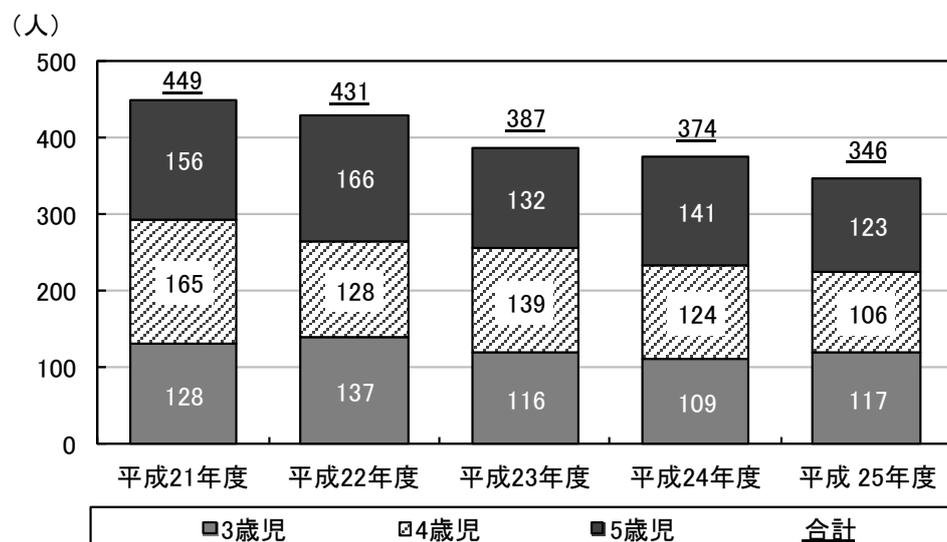
保育園の園児数は、増加傾向にあり、平成25年には3,007人となっています。一方、幼稚園の園児数は減少傾向にあり、平成25年で346人となっています。

■ 保育園児数（広域受託を除く）※市内認定こども園1園（保育園部含む）



資料：子育て支援課（各年4月1日）

■ 幼稚園児数（市内6園 ※うち認定こども園1園（幼稚園部含む））



資料：学校基本調査（各年5月1日）

2 ニーズ調査結果

(1) 調査概要

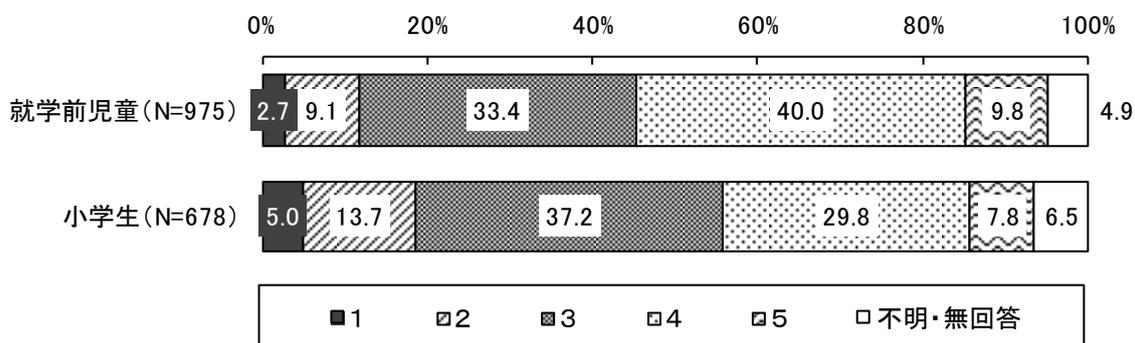
- 調査地域：射水市全域
- 調査対象者：射水市内在住の「就学前児童」の保護者
射水市内在住の「小学生」の保護者
- 抽出方法：就学前児童、小学生を無作為抽出
- 調査期間：平成25年12月13日～平成25年12月27日
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,500	975	65.0%
小学生	1,000	678	67.8%
合計	2,500	1,653	66.1%

(2) 調査結果

射水市における子育ての環境や支援への満足度〈単数回答〉

『満足している』（「4」＋「5」）は就学前児童で49.8%、小学生で37.6%となっており、小学生と比べて、就学前児童で満足度が高くなっています。

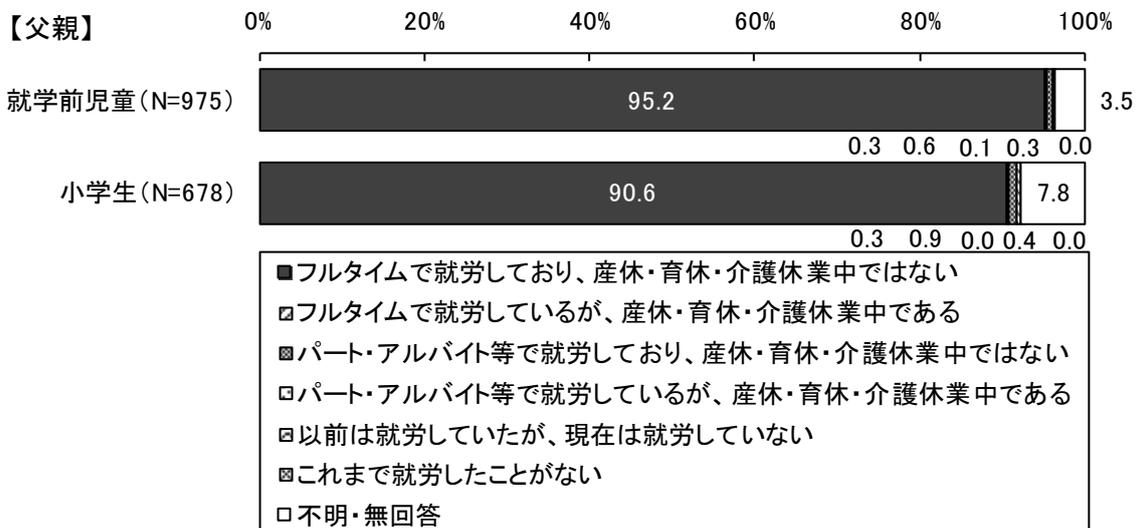
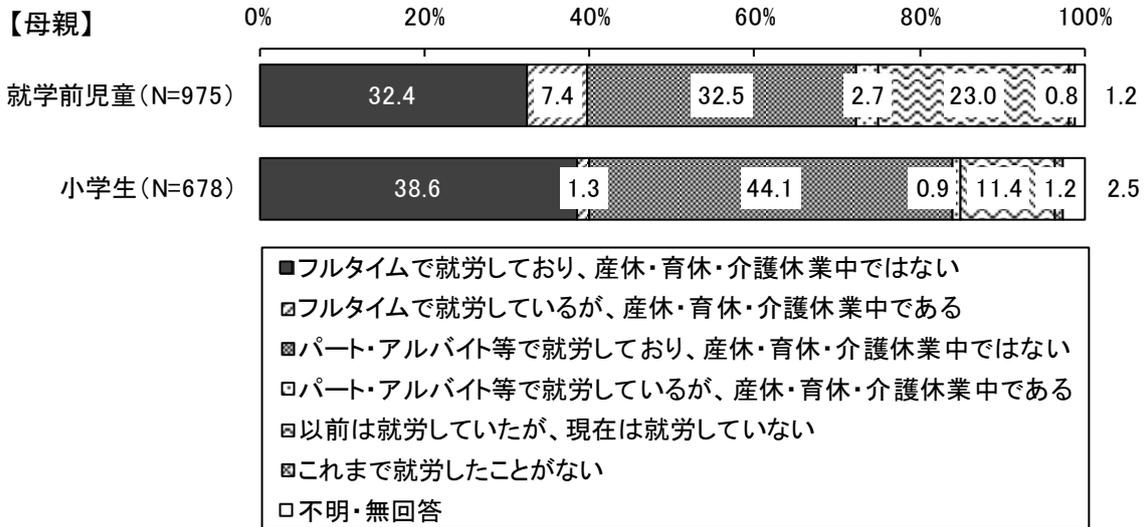


※「1」が最も満足度が低く、「5」が最も満足度が高い。

保護者の就労状況〈単数回答〉

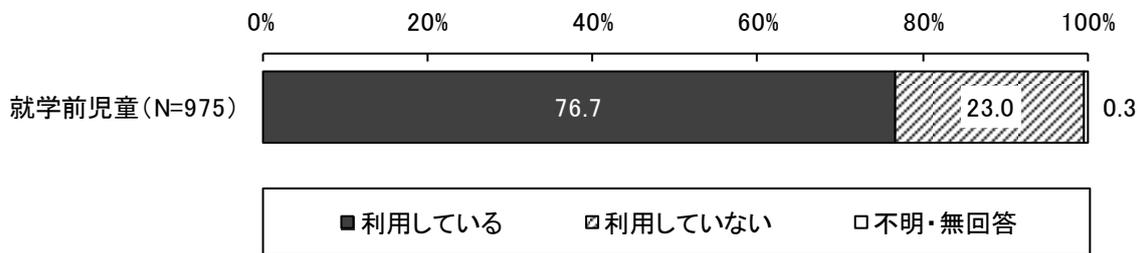
母親は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で32.5%、小学生で44.1%と最も高くなっています。

父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で95.2%、小学生で90.6%と最も高くなっています。



平日の幼稚園や保育園などの利用の有無〈単数回答〉

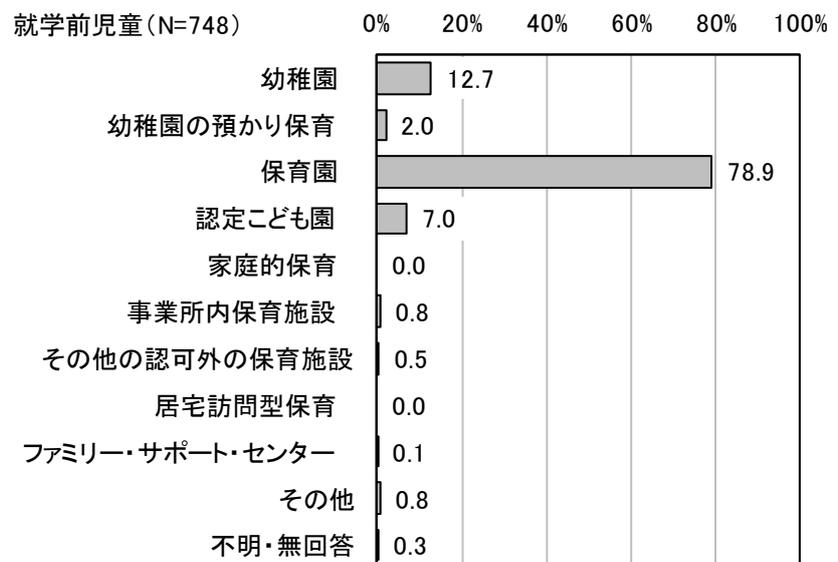
「利用している」が76.7%、「利用していない」が23.0%となっています。



定期的にご利用している教育・保育事業〈複数回答〉

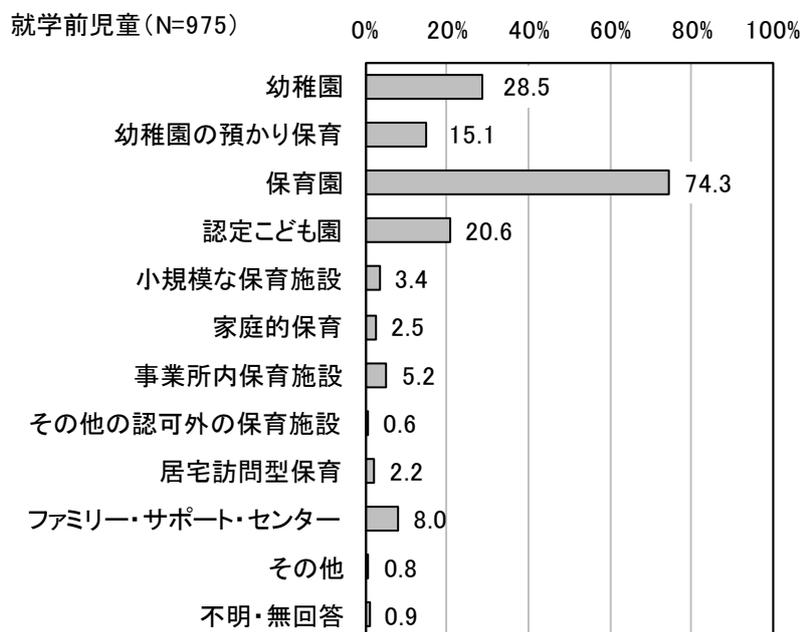
※利用の有無で「利用している」に○をつけた方のみ回答

「保育園」が78.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が12.7%、「認定こども園」が7.0%となっています。



今後定期的に利用したいと考える事業〈複数回答〉

「保育園」が74.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が28.5%、「認定こども園」が20.6%となっています。

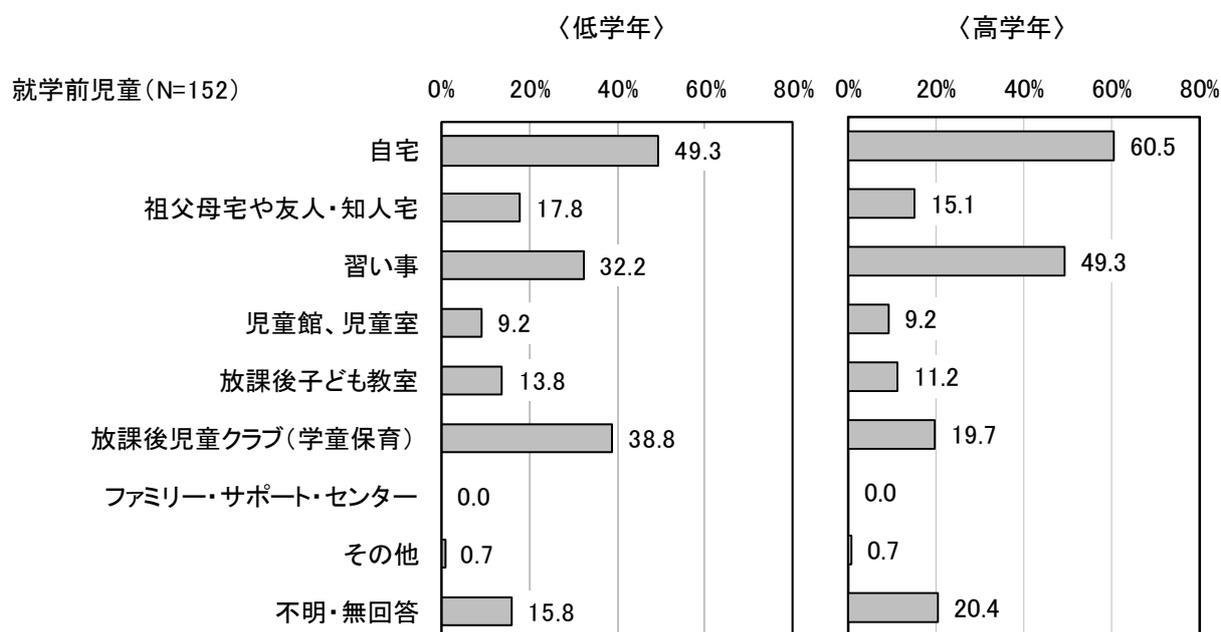


放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉

※就学前児童(5歳以上)の保護者の方のみ回答

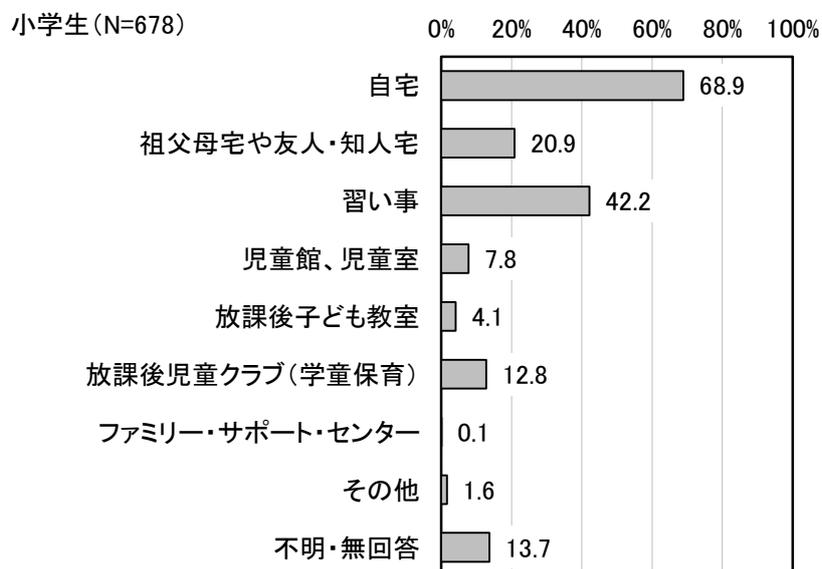
低学年のうちは、「自宅」が49.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が38.8%となっています。

高学年になってからは、「自宅」が60.5%と最も高く、次いで「習い事」が49.3%となっています。「放課後児童クラブ(学童保育)」は19.7%となっています。



現在の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

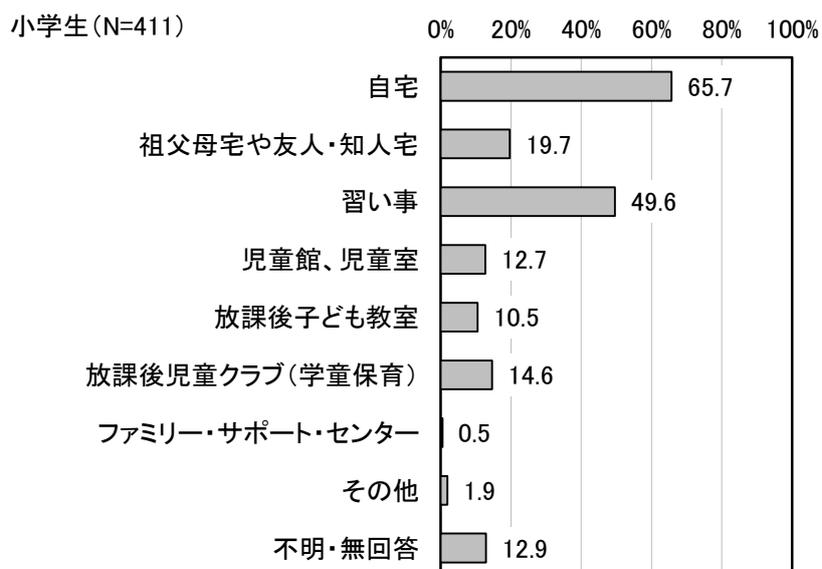
「自宅」が68.9%と最も高く、次いで「習い事」が42.2%となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は12.8%となっています。



小学校高学年になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉

※小学校低学年(1～3年生)の保護者の方のみ回答

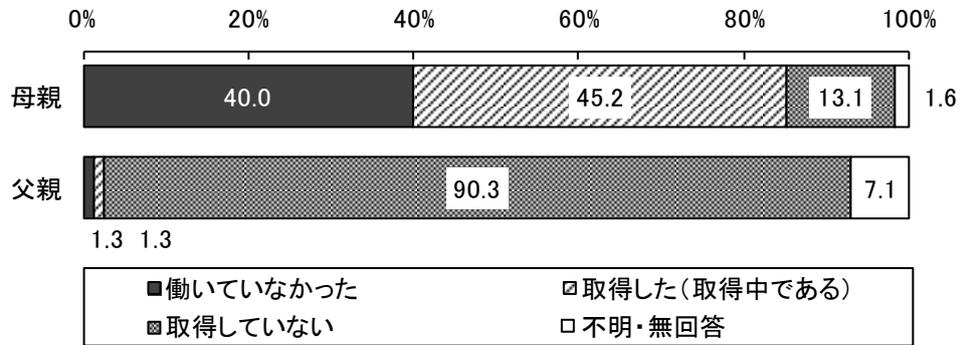
「自宅」が65.7%と最も高く、次いで「習い事」が49.6%となっています。放課後児童クラブ（学童保育）」は14.6%となっています。



保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

母親は「取得した（取得中である）」が45.2%、「取得していない」が13.1%となっています。
 父親は「取得した（取得中である）」が1.3%、「取得していない」が90.3%となっています。

就学前児童(N=975)

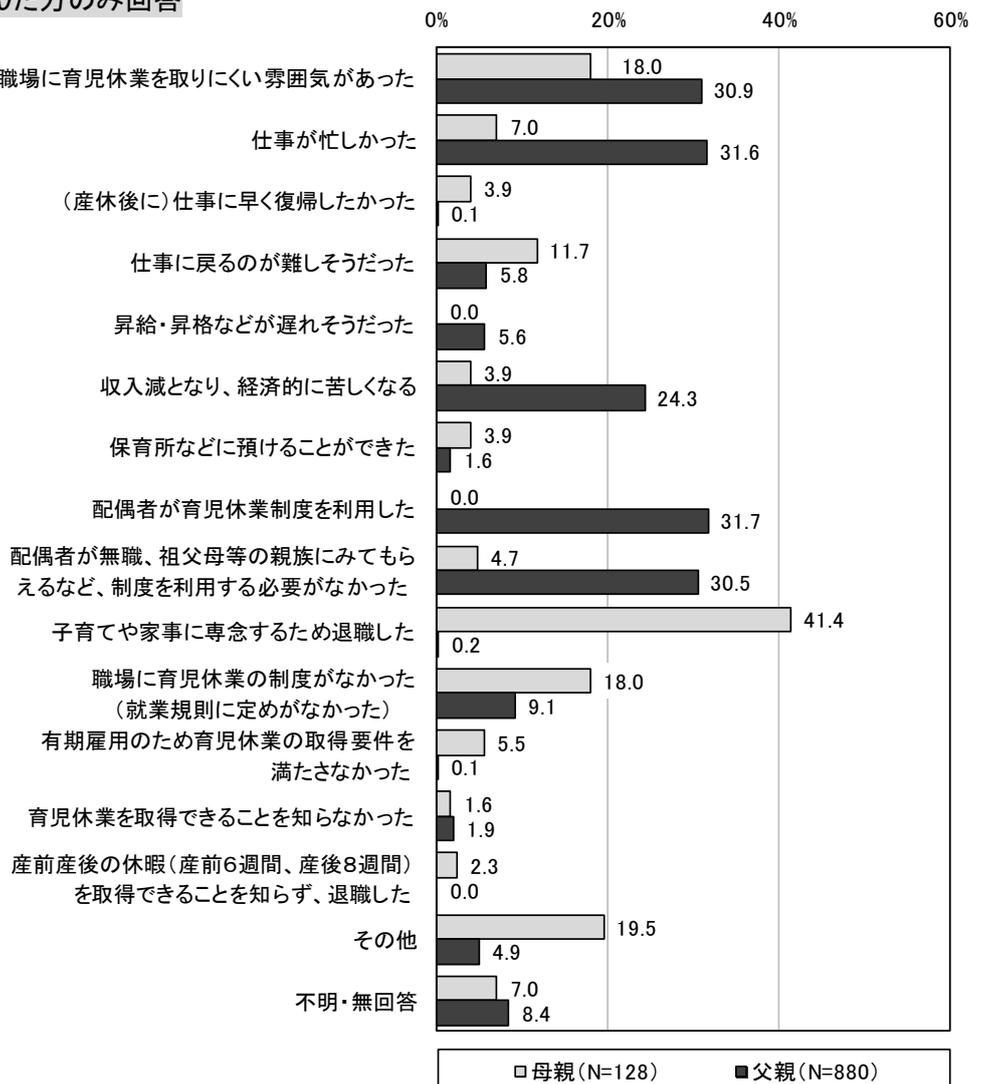


育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

※「取得していない」を選んだ方のみ回答

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が41.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がともに18.0%となっています。

父親は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が31.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が31.6%となっています。



3 次世代育成支援行動計画の評価

(現在、各事業、アンケートの集計中により次回提示)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念とめざす子どもの姿

【基本理念】

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、本市がこれまで「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の中で実現を目指してきた精神を継承し、次の基本理念を掲げ、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

結ぼう！子育ての輪 親子の笑顔があふれる都市 いみず
～子どもたちの輝く未来のために～

子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。

地域、事業者、行政が連携し、子育てをしている家庭を社会全体で支える仕組みづくりを始めとした、子どもを生き育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもが健やかに育つ社会の形成を目指します。

同時に、保護者が子育てについての第一義的責任を持ちながら、社会のすべての構成員が子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々の役割を果たすことを大切にしていきます。

【めざす子どもの姿】

いっぱい遊んで 笑顔いっぱい いきいき いみずっ子

基本理念に掲げた“親子の笑顔があふれる都市”を実現するためには、子どもが親や地域の見守りのもと、たくさんの遊びを通して様々な経験をすることで、感受性を高めていくことが重要です。「いっぱい遊んで 笑顔いっぱい いきいき いみずっ子」を本市のめざす子どもの姿とし、豊かな心を育んでいきます。

2 取り組み方針

「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におき、以下の3つの方針に基づき、教育・保育の充実のみならず、子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえた施策を展開していきます。

本市に住むすべての子どもたちが、いきいきと健やかにたくましく成長し、子ども自身が「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という思いを抱き、まちへの誇りや愛郷心が育つことをめざします。

(1) 子どもの健やかな成長への支援

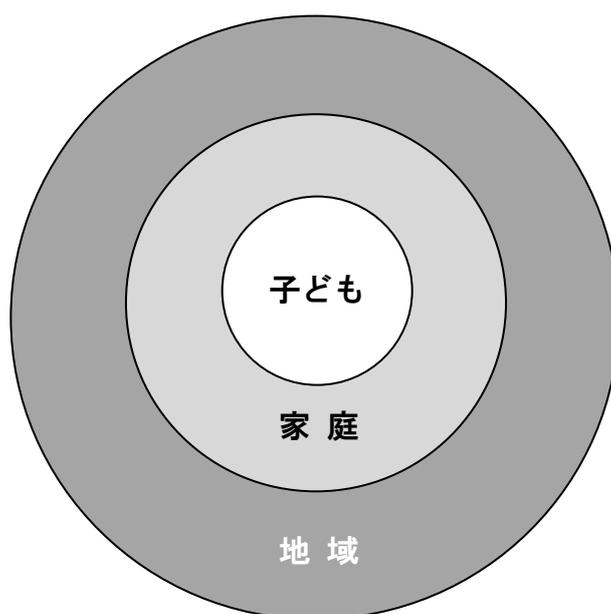
すべての子どもが、健やかに成長し、まちの未来を担う存在になれるよう、子どもたちが育つ過程において多様な経験機会を提供するなど、多様な支援を行います。

(2) 家庭における子育てへの支援

すべての親や家族が、子育ての過程において、不安や悩みを抱え込まないよう適切な支援を行うとともに、親自身が学び、育つことにより、子育ての喜びを感じながら、楽しく子育てできるようにします。

(3) 地域で支える子育て支援

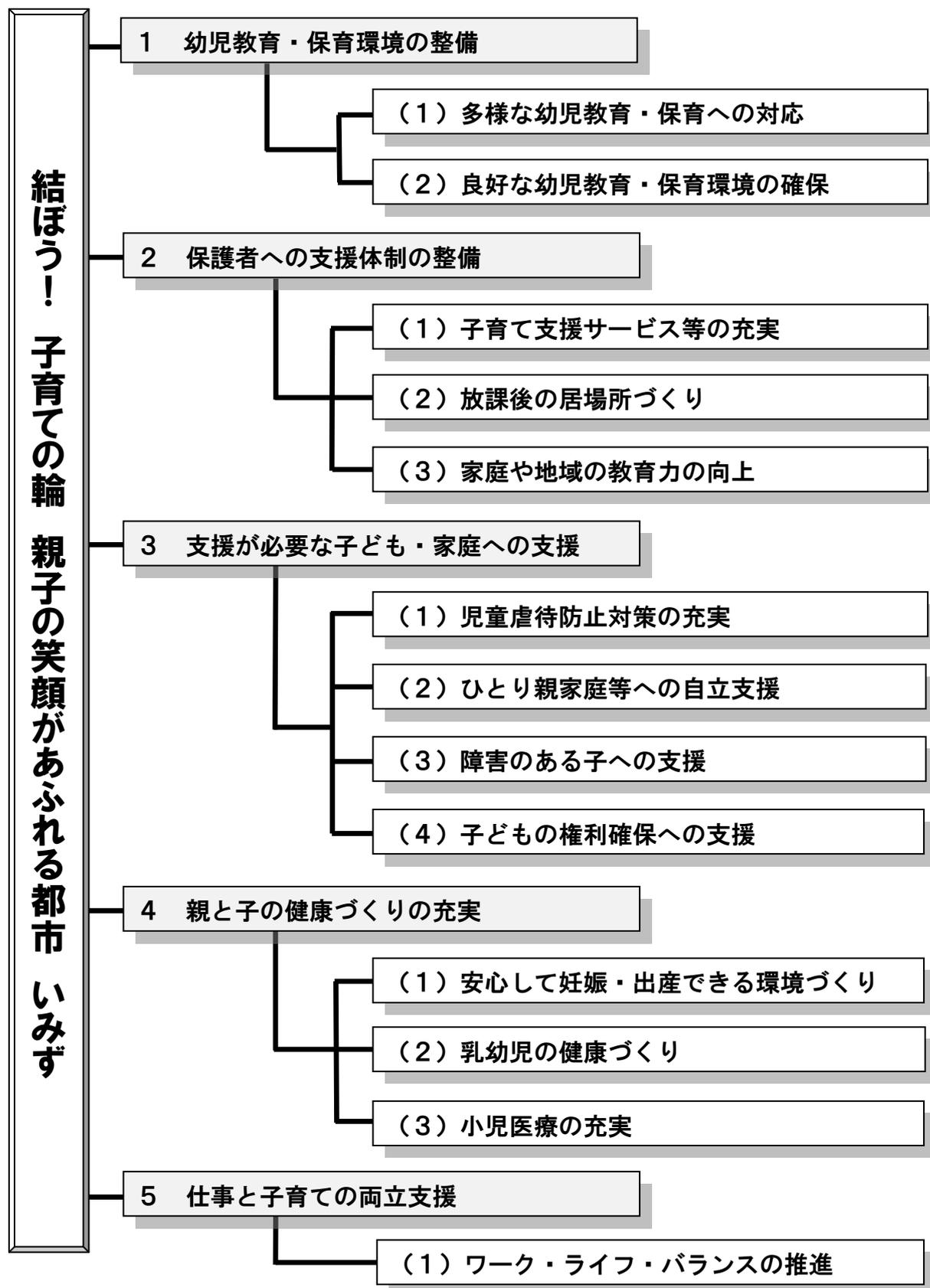
地域で生活する一人ひとりが、子どもたちに関心を持ち、見守り育てるための支援と体制づくりを関係機関や地域住民が協力して行います。



射水市全体で子どもを支える！

3 施策体系

射水市次世代育成支援計画の方向性や施策を引きつぎつつ、射水市の子ども・子育てに関する施策について取り組みを進めます。



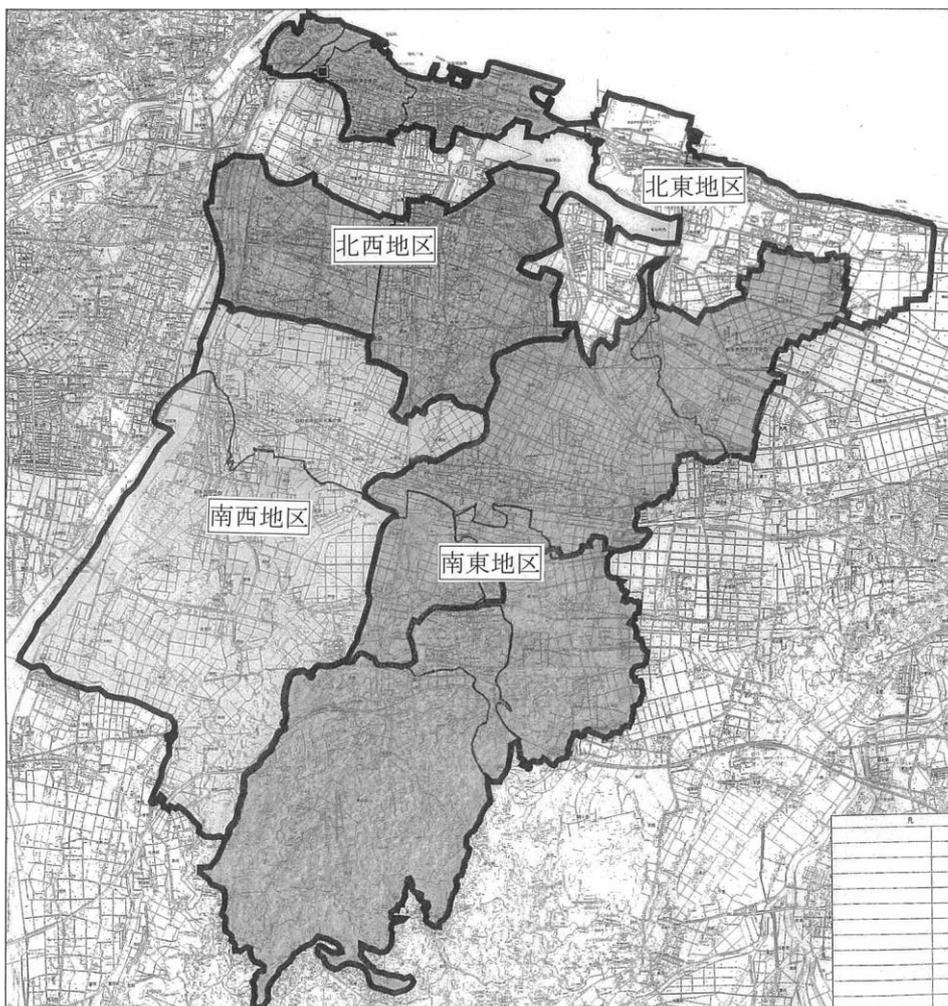
第4章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、『地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てること』としています。

本市では、「北西地区」「北東地区」「南西地区」「南東地区」の4つの教育・保育提供区域を設定し、地域の実情に応じたサービスを提供していきます。

■教育・保育提供区域



区域	中学校区	人数（平成26年2月27日現在）		
		0～5歳児	小学1～6年生	計
北西地区	新湊中、新湊南部中	912	958	1,870
北東地区	射北中	659	810	1,469
南東地区	小杉中、小杉南中	1,893	2,128	4,021
南西地区	大門中	1,395	1,600	2,995
	計	4,859	5,496	10,355

平成26年度第2回会議で示した目標事業量に基づき、確保の内容を記載していきます。

2 量の見込みと確保の内容

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり(教育のニーズあり)	保育の必要性あり(教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	地域型保育事業		△	△	○

■射水市の教育・保育施設数(平成26年度時点)

	実施か所	平成25年度実績	定員
幼稚園	5	5	845
保育園	25	25	2,850
認定こども園	1	1	270
認可外保育施設			—
事業所内保育施設	3	3	—

※認定こども園の定員(幼稚園部120人+保育園部150人)

①1号認定・2号認定(教育ニーズあり)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
量の見込み	1号					
	2号(教育のニーズあり)					
	A 合計					
確保の内容	幼稚園					
	認定こども園					
	B 合計					
B-A						

②2号(教育ニーズなし)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの 量の	2号					
	A 合計					
確保の 内容	認定こども園					
	保育園					
	B 合計					
B-A						

③3号

			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの 量の	3号	0歳					
		1・2歳					
	A 合計						
確保の 内容	認定こども園						
	保育園						
	小規模保育						
	家庭的保育						
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育						
	B 合計						
B-A							

【提供体制の考え方】

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

■射水市における実施事業一覧(平成 25 年度時点)

		実施か所数	平成 25 年度実績	定員
①時間外保育事業(延長保育)		23	942 人	—
②放課後児童健全育成事業	低学年		631 人	
	高学年	—	39 人	—
③子育て短期支援事業		0	—	—
④地域子育て支援拠点事業		12	50, 839 人(延)	—
⑤一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	幼稚園 6 か所(市内)	8, 419 人(延)	—
	その他の一時預かり(未就学児)	保育園 8 か所(市内)		
		その他 2 か所(市内)		
		ファミリー・サポート・センター事業(未就学児のみ)		
⑥病児・病後児保育事業		1 か所	76 人(延)	2
⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		1 か所	925 人(延)	—
⑧妊婦健診事業			8, 681 人(延)	—
⑨乳児家庭全戸訪問事業			540 人	—
⑩養育支援訪問事業			—	—
⑪利用者支援		—	—	—

※ ⑤一時預かり事業の実施箇所数には、認定こども園(幼稚園部および保育園部)を含める

①時間外保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容					
B-A					

【提供体制の考え方】

②放課後児童健全育成事業

【低学年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み						
B 確保の内容						
B-A						

【高学年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み						
B 確保の内容						
B-A						

【提供体制の考え方】

③子育て短期支援事業(ショートステイ)※

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容					
B-A					

※ショートステイ(宿泊を伴う一時預かり)のみの目標事業量です。夜間の一時預かり(トワイライトステイ)の事業量の見込みについては、「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

【提供体制の考え方】

④地域子育て支援拠点事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容					
B-A					

【提供体制の考え方】

⑤一時預かり事業※

【幼稚園の預かり保育】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1号認定による利用					
	2号認定による利用					
B 確保の内容						
B-A						

【その他の一時預かり】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み						
B 確保の内容	一時預かり事業					
	ファミリー・サポート・センター(病児・病後児を除く)					
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
B-A						

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり(未就学児)」については、一時預かり、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリー・サポート・センターを含めた目標事業量となります。

【提供体制の考え方】

⑥病児・病後児保育事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み						
B 確保の内容	病児保育事業					
	子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)					
B-A						

【提供体制の考え方】

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)※

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容					
B-A					

※就学児の利用分のみが目標準事業量です。未就学児の一時預かりの事業量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

【提供体制の考え方】

⑧妊婦健診事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容	実施場所				
	実施体制				
	検査項目				
	実施時期				

【提供体制の考え方】

⑨乳児家庭全戸訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容					

【提供体制の考え方】

⑩ 養育支援訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容					

【提供体制の考え方】

⑪ 利用者支援

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み					
B 確保の内容					

【提供体制の考え方】

第5章 施策の展開

平成26年度第2回会議で示した施策の方向及び事業（案）で示した事業に基づき、記載していきます。

1 幼児教育・保育環境の整備

(1) 多様な幼児教育・保育への対応	保育の必要性の認定
	幼稚園における幼児教育
	認定こども園における教育・保育
	通常保育
	延長保育
	一時預かり
	休日保育
	病児・病後児保育
	夜間保育
	地域型保育事業
認可外保育施設	
(2) 良好な幼児教育・保育環境の確保	保育サービス評価制度
	保育料の軽減
	幼稚園、保育園、小学校の連携の推進
	幼稚園保育料の軽減
	私立幼稚園就園奨励

2 保護者への支援体制の整備

(1) 子育て支援サービス等の充実	ファミリー・サポート・センター
	児童館
	子育て支援センター
	利用者支援の実施
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助ショートステイ)
	子育て短期支援事業(夜間養護等トワイライトステイ)
	子育てサークル
(2) 放課後の居場所づくり	とやまっ子 子育て支援サービス普及促進
	放課後児童クラブ 放課後子ども教室
(3) 家庭や地域の教育力の向上	家庭教育支援講座
	子育て井戸端会議
	家庭の役割について学ぶ機会の充実
	地域組織活動の支援(児童クラブ)(母親クラブ)
	子育て支援隊
	三世交代交流
じいちゃんばあちゃんの孫育て談義	

3 支援が必要な子ども、家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会
	家庭児童相談
	民生委員・児童委員及び主任児童委員
(2) ひとり親家庭等への自立支援	母子家庭自立支援給付金
	母子家庭等小口資金貸付
	母子自立支援相談
	児童扶養手当
	ひとり親家庭等医療費助成
(3) 障害のある子への支援	要保護・要保護児童生徒就学援助
	幼児ことばの教室
	ことばの教室
	障害児保育
	障害児わくわく子育て支援
	児童発達支援
	保育所等訪問支援
	放課後等デイサービス
	特別支援教育における助言・指導
	特別児童扶養手当
	障害児福祉手当
	重度心身障害者等在宅介護手当
	心身障害者(児)福祉金
心身障害児通園通院等介護助成金	
補装具給付	

(4) 子どもの権利確保への支援	子どもの悩み総合相談室
	スクールカウンセラー
	養育支援訪問
	子どもの権利支援センター

4 親と子の健康づくりの充実

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	母子健康手帳の交付、指導
	妊婦一般健康診査
	妊産婦医療費助成
	もうすぐパパママ教室
	妊産婦相談
	妊産婦訪問指導
	出産育児一時金(国民健康保険)
	不妊治療費助成
	産婦一般健康診査
	乳幼児健康診査
(2) 乳幼児の健康づくり	乳児一般健康診査
	保育園、幼稚園健康診断
	予防接種
	新生児訪問指導、未熟児訪問
	生後4か月までの全戸訪問(こんには赤ちゃん事業)
	乳幼児訪問指導
	育児相談
	すくすく相談(未熟児)
	乳幼児栄養相談
	新米パパママ教室
(3) 小児医療の充実	わくわく広場・のびのび相談・わんぱく広場・処遇検討会
	歯科健康診査
	むし歯予防教室
	フッ素塗布・フッ素洗口
	母子保健推進員連絡協議会
	子ども医療費助成
	未熟児養育医療費助成
	小児医療体制の充実
	小児医療に関する情報提供

5 仕事と子育ての両立支援

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画の推進
	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
	育児休業制度の普及促進
	一般事業主行動計画の策定促進

第6章 推進体制

各主体の計画推進や進捗管理にかかる内容、家庭・地域・事業所等それぞれの役割を記載します。

1 計画の推進に向けて

- ①射水市少子化対策推進委員会
- ②庁内推進体制の充実
- ③市民の積極的な参画
- ④計画の周知
- ⑤地域・関係機関等との連携

2 家庭・地域・行政等の役割

- ①家庭の役割
- ②地域の役割
- ③幼稚園・保育園等の役割
- ④企業の役割
- ⑤行政の役割